

「福岡県調査・測量・設計業務共通仕様書（農業農村整備事業関係）の一部改正について（令和8年10月）」

新旧対照表

新	旧
地質・土質調査業務共通仕様書	地質・土質調査業務共通仕様書
第1章 総則 第1節 総則 第1-1条 略 第1-2条 用語の定義 第1項 (1)～(6) 略 (7) [削除] (7)～(25) 略 (26) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 (27) 「情報共有システム」とは、調査職員及び受託者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 (28) 「書面」とは、紙及び電磁的記録に記録された事項を表示したものをいう。なお、書面は、原則として情報共有システム又は電子メールにより伝達するものとする。 (29)～(34) 略 第1-3条～第1-5条 略 第1-6条 管理技術者 1～2 略 3 管理技術者は、調査業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有するもの又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。 4～6 略 第1-7条 略 第1-8条 提出書類 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て委託者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類	第1章 総則 第1節 総則 第1-1条 略 第1-2条 用語の定義 第1項 (1)～(6) 略 (7) 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該調査業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は委託者が承諾した者をいう。 (8)～(26) 略 [新設] (27) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。なお、電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。 (28)～(33) 略 第1-3条～第1-5条 略 第1-6条 管理技術者 1～2 略 3 管理技術者は、調査業務等の履行にあたり、技術士、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャーのいずれかの資格を有し、次に定める業務経験を有するもの又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。 (1) 技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）。 (2) 技術士（業務に該当する部門）で平成12年度以前の試験合格者。 (3) 技術士（業務に該当する部門）で平成13年度以降の試験合格者の場合には、別に定める実務経験をする者。 (4) シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）。 4～6 略 第1-7条 略 第1-8条 提出書類 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て委託者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務請負代金額（以下「請負代金額」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類

新	旧
及びその他現場説明の際指定した書類は除く。 2～3 略 第1-9条 打合せ等 1～3 略 4 調査職員及び受託者は、「ワンデーレスポンス」※1「ウィークリースタンス」※2に努める。 ※1 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 ※2 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。 第1-10条 略 第1-11条 業務実績データの作成及び登録 1 受託者は、業務委託料が200万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において調査職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受託者の負担とする。 2 略 第1-12条～第1-21条 略 第1-22条 条件変更等 1 略 2 調査職員が受託者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 第1-23条 契約変更 委託者は、次の各号に掲げる場合において、調査等業務の請負契約の変更を行うものとする。 (1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合 (2)～(3) 略 (4) 契約書第31条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合 2 略 第1-24条～第1-28条 略 第1-29条 再委託 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。 (1) 調査業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等 (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断 2 受託者は、調査業務等を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し調査業務等の実施について適切な指導、管理のもとに調査業務等を実施しなければならない。 なお、協力者が、福岡県建設工事等入札参加者資格者(測量・調査・設計・コンサルタント関係業者等)である場合には、指名停止期間中に再委託してはならない。 3 受託者は、調査業務等を再委託に付する場合には、業務計画書において業務組織計画	係る書類及びその他現場説明の際指定した書類は除く。 2～3 略 第1-9条 打合せ等 1～3 略 4 調査職員及び受託者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※ ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 5 調査職員及び受託者は、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、お互いの協力のもと取り組むものとする。 第1-10条 略 第1-11条 業務実績データの作成及び登録 1 受託者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において調査職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受託者の負担とする。 2 略 第1-12条～第1-21条 略 第1-22条 条件変更等 1 略 2 調査職員が受託者に対して契約書第17条、第18条及び第19条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 第1-23条 契約変更 委託者は、次の各号に掲げる場合において、調査等業務の請負契約の変更を行うものとする。 (1) 業務内容の変更により請負代金額に変更を生じる場合 (2)～(3) 略 (4) 契約書第31条の規定に基づき、請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合 2 略 第1-24条～第1-28条 略 第1-29条 再委任 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受託者は、これを再委任することはできない。 (1) 調査業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等 (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断 2 受託者は、調査業務等を再委任に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し調査業務等の実施について適切な指導、管理のもとに調査業務等を実施しなければならない。 なお、協力者が、福岡県建設工事等入札参加者資格者(測量・調査・設計・コンサルタント関係業者等)である場合には、指名停止期間中に再委託してはならない。 3 受託者は、調査業務等を再委任に付する場合には、業務計画書において業務組織計画

新	旧
等に明示しなければならない。 第1-30条～第1-39条 略 第1-40条 調査・試験に対する協力 受託者は、委託者が自ら又は委託者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、調査職員の指示によりこれに協力しなければならない。 第2章 略 第3章 ボーリング調査 第3-1条～第3-2条 略 第3-3条 調査方法 1～6 略 [削除] 7～11 略 12(1)～(6) 略 (7) 採取したコアは、試料箱(コア箱)(原則として内長1m程度で5m分のコアが収納できるもの。)に丁寧に収め深度を明記する。その際、1回のコア採取長ごとに深度を明記した仕切板を入れておくものとする。又、風化しやすい岩石、粘土等は乱さないようにし、速やかにコア写真の撮影を行い必要に応じビニール等を巻いて保存する。なお、採取できなかった区間及び試験に供するためにコアを使用したところは、その旨表示し空けておくものとする。 (8) 略 (9) 試料箱(コア箱)の表と横には、調査件名、孔番号、採取深度及びその他必要事項を記入するものとする。 13～16 略 第3-4条～第3-9条 略 第4章 略 第5章 サウンディング 第1節～第3節 略 第4節 ポータブルコーン貫入試験 第5-8条 略 第5-9条 試験方法 1 試験方法及び器具は、JGS1431(ポータブルコーン貫入試験方法)によるものとする。 2～4 略 第5-10条 成果物 (1) 略 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS1431(ポータブルコーン貫入試験方法)により整理し提出するものとする。 第5節 スクリュウウエイト貫入試験(旧スウェーデン式サウンディング試験) 第5-11条～第5-13条 略	等に明示しなければならない。 第1-30条～第1-39条 略 [新設] 第2章 略 第3章 ボーリング調査 第3-1条～第3-2条 略 第3-3条 調査方法 1～6 略 7 土質地盤の掘削は、地下水の確認ができる深さまで原則として無水掘とする。 8～12 略 13(1)～(6) 略 (7) 採取したコアは、コア箱(原則として内長1m程度で5m分のコアが収納できるもの。)に丁寧に収め深度を明記する。その際、1回のコア採取長ごとに深度を明記した仕切板を入れておくものとする。又、風化しやすい岩石、粘土等は乱さないようにし、速やかにコア写真の撮影を行い必要に応じビニール等を巻いて保存する。なお、採取できなかった区間及び試験に供するためにコアを使用したところは、その旨表示し空けておくものとする。 (8) 略 (9) コア箱の表と横には、調査件名、孔番号、採取深度及びその他必要事項を記入するものとする。 14～17 略 第3-4条～第3-9条 略 第4章 略 第5章 サウンディング 第1節～第3節 略 第4節 ポータブルコーン貫入試験 第5-8条 略 第5-9条 試験方法 1 試験方法及び器具は、地盤調査法に示す単管式のポータブルコーンペネトロメーターによるものとする。 2～4 略 第5-10条 成果物 (1) 略 (2) 深度と静的貫入抵抗qcの関係 第5節 スウェーデン式サウンディング試験(旧スウェーデン式サウンディング試験) 第5-11条～第5-13条 略

新	旧
第6節 略	第6節 略
第6章～第10章 略	第6章～第10章 略
第11章 土質試験 第11-1条 試験法 (1)～(15) 略 (16) 土の三軸圧縮試験方法 JGS 521～524	第11章 土質試験 第11-1条 試験法 (1)～(15) 略 (16) 土の三軸圧縮試験方法 JGS T 521～524
第12章 略	第12章 略
測量業務共通仕様書	測量業務共通仕様書
第1条～第2条 略 第3条 用語の定義 (1)～(2) 略 (3) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。 (4) 「検査職員」とは、測量業務等の完了の検査に当たって、契約書第32条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。 (5)～(6) 略 [削除] (7)～(25) 略 (26) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 (27) 「情報共有システム」とは、調査職員及び受託者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 (28) 「書面」とは、紙及び電磁的記録に記録された事項を表示したものをいう。なお、書面は、原則として情報共有システム又は電子メールにより伝達するものとする。 (29)～(33) 略 第4条～第6条 略 第7条 管理技術者 1～2 略 3 管理技術者は、測量業務等の履行に当たり、測量士の資格を有し、日本語に堪能でなければならない。 4～6 略 第8条 略 第9条 提出書類 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て委託者	第1条～第2条 略 第3条 用語の定義 (1)～(2) 略 (3) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者をいう。 (4) 「検査職員」とは、測量業務等の完了の検査に当たって、契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。 (5)～(6) 略 (7) 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該測量業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は委託者が承諾した者をいう。 (8)～(26) 略 [新設] (27) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。なお、電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。 (28)～(32) 略 第4条～第6条 略 第7条 管理技術者 1～2 略 3 管理技術者は、測量業務等の履行に当たり、測量士であり、日本語に堪能でなければならない。 4～6 略 第8条 略 第9条 提出書類 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て委託者

新	旧
に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。)に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類は除く。 2～3 略 第10条 打合せ等 1～3 略 4 調査職員及び受託者は、「ワンデーレスポンス」※1「ウィークリースタンス」※2に努める。 ※1 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 ※2 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。 第11条 略 第12条 業務実績データの作成及び登録 受託者は、業務委託料が200万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において調査職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受託者の負担とする。 2 略 第13条 略 第14条 関係官公庁への手続き等 1～2 略 3 受託者は、測量法第21条(永久標識及び一時標識に関する通知)、第23条(永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄)、第36条(計画書についての助言)、第37条(公共測量の表示等)、第40条(測量成果の提出) 等の届出に必要な資料を作成し調査職員に提出しなければならない。また、規程第14 条に基づく測量成果の検定を行わなければならない。 第15条～21条 略 第22条 条件変更等 1 略 2 調査職員が受託者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 第23条 設計変更	に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務請負代金額(以下「請負代金額」という。)に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類は除く。 2～3 略 第10条 打合せ等 1～3 略 4 調査職員及び受託者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※ ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 5 調査職員及び受託者は、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、お互いの協力 のもと取り組むものとする。 第11条 略 第12条 業務実績データの作成及び登録 受託者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において調査職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受託者の負担とする。 2 略 第13条 略 第14条 関係官公庁への手続き等 1～2 略 3 受託者は、公共測量に該当する測量業務の実施に当たっては、公共測量に必要な手続き等の資料を作成し監督職員へ提出すると共に、手続きの補助を行わなければならない。また、規程第14 条に基づく測量成果の検定を行わなければならない。補助を行う主な公共測量の手続きは次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 永久標識及び一時標識に関する通知(測量法第21 条) (2) 永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄(測量法第23 条) (3) 測量標の使用(測量法第26条) (4) 基本測量の測量成果の使用(測量法第30条) (5) 計画書についての助言(測量法第36 条) (6) 公共測量の表示等(測量法第37 条) (7) 基本測量に関する規程の準用(測量法第39条) (8) 測量成果の提出(測量法第40 条) (9) 公共測量の測量成果の使用(測量法第44条) 第15条～21条 略 第22条 条件変更等 1 略 2 調査職員が受託者に対して契約書第17条、第18条及び第19条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 第23条 設計変更

新	旧
委託者は、次の各号に掲げる場合において、測量等業務の請負契約の変更を行うものとする。 (1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合 (2)～(3) 略 (4) 契約書第31条の規定に基づき、委託料の変更にあたる設計図書の変更を行う場合 第24条～28条 略 第29条 再委託 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。 (1) 測量業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等 2 受託者は、測量業務等を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し測量業務等の実施について適切な指導、管理のもとに測量業務等を実施しなければならない。 なお、協力者が、農林水産部の測量・建設コンサルタント等契約競争参加資格者である場合には、指名停止期間中に再委託してはならない。 3 受託者は、測量業務等を再委託に付する場合には、業務計画書において業務組織計画等に明示しなければならない。 第30条～第39条 略 第40条 調査・試験に対する協力 受託者は、委託者が自ら又は委託者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、調査職員の指示によりこれに協力しなければならない。	委託者は、次の各号に掲げる場合において、測量等業務の請負契約の変更を行うものとする。 (1) 業務内容の変更により請負代金額に変更を生じる場合 (2)～(3) 略 (4) 契約書第31条の規定に基づき、請負代金額の変更にあたる設計図書の変更を行う場合 第24条～28条 略 第29条 再委任 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受託者は、これを再委任することはできない。 (1) 測量業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等 2 受託者は、測量業務等を再委任に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し測量業務等の実施について適切な指導、管理のもとに測量業務等を実施しなければならない。 なお、協力者が、農林水産部の測量・建設コンサルタント等契約競争参加資格者である場合には、指名停止期間中に再委任してはならない。 3 受託者は、測量業務等を再委任に付する場合には、業務計画書において業務組織計画等に明示しなければならない。 第30条～第39条 略 [新設]
設計業務共通仕様書 第1章 総則 第1-1条 適用 1 略 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。 3～4 略 5 測量作業及び地質・土質調査等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。 なお、現場技術業務については「土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」の「現場技術業務の実施要領等について」を準用するものとする。 第1-2条 用語の定義 (1)～(5) 略 (6) 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。 (7)～(26) 略 (27) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 (28) 「情報共有システム」とは、調査職員及び受託者の間の情報を電子的に交換・共有する	設計業務共通仕様書 第1章 総則 第1-1条 適用 1 略 2 契約図書は相互に補完し合うものとし、これに定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。 3～4 略 5 測量作業及び地質・土質調査等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。 なお、現場技術業務については「土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」の現場技術業務の実施要領等について」を準拠するものとする。 第1-2条 用語の定義 (1)～(5) 略 (6) 「照査技術者」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。 (7)～(26) 略 [新設]

新	旧
ことにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 (29)「書面」とは、紙及び電磁的記録に記録された事項を表示したものをいう。なお、書面は、原則として情報共有システム又は電子メールにより伝達するものとする。 (30)「成果物」とは、受託者が契約図書に基づき履行した設計業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。 (31)～(35) 略 第1-3条 略 第1-4条 設計図書の支給及び点検 1～2 略 3 調査職員は、必要と認めた場合には、受託者に対し、図面又は詳細図面等を無償で貸与又は追加支給するものとする。 第1-5条 略 第1-6条 管理技術者 1～2 略 3 管理技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、博士(業務に該当する部門)、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー(業務に該当する部門)、畑地かんがい技士(畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能総合診断士(農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る)、農業農村地理情報システム技士(地理情報システム(GIS)を活用する業務に限る)、農業水利施設補修工事品質管理士[コンクリート構造物分野](農業水利施設補修工事(コンクリート構造物)の設計業務に限る)、農業用ため池管理保全技士(農業用ため池に関する業務に限る)のいずれかの資格を有するもの、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者(大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。)であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。[削除] 4～7 略 第1-7条 照査技術者及び照査の実施 1 略 2 照査技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、博士(業務に該当する部門)、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー(業務に該当する部門)のいずれかの資格を有する	(27)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。なお、電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。 (28)「成果品」とは、受託者が契約図書に基づき履行した設計業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。 (29)～(33) 略 第1-3条 略 第1-4条 設計図書の支給及び点検 1～2 略 3 調査職員は、必要と認めた場合には、受託者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。 第1-5条 略 第1-6条 管理技術者 1～2 略 3 管理技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー(業務に該当する部門)のいずれかの資格を有し、別紙にある分類Ⅰから分類Ⅳのうち該当する分類に定める業務経験を有するもの、畑地かんがい技士(畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能診断士(農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る)、農業用ため池管理保全技士(農業用ため池に関する業務に限る)又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。 4 前項において、「同等の能力と経験を有する技術者」とは、次の各行のいずれかに該当する者をいう。 (1)学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学卒業者にあつては、主に当該業務等に係わる建設コンサルタント業務について、18年以上の実務経験を有する者 (2)学校教育法による短大若しくは高等専門学校卒業者にあつては、主に当該設計業務等に係わる建設コンサルタント業務について23年以上の実務経験を有する者。 (3)学校教育法による高等学校卒業者にあつては、主に当該設計業務等に係わる建設コンサルタント業務について、28年以上の実務経験を有する者。 (4)当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は委託者が承認した者。 5～8 略 第1-7条 照査技術者及び照査の実施 1 略 2 照査技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は(業務に該当する部門)、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー(業務に該当する部門)のいずれかの資格を有し、別紙にある分類Ⅰから分類Ⅳの

新	旧
もの、畑地かんがい技士(畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能総合診断士(農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る)、農業用ため池管理保全技士(農業用ため池に関する業務に限る)又は、これと同等の能力と経験を有する技術者(大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。)であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。 [削除] 3～4 略 5 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の責において署名のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。 6 略 第1-8条～第1-9条 略 第1-10条 打合せ等 1～3 略 4 調査職員及び受託者は、「ワンダーレスポンス」※1「ウィークリースタンス」※2に努める。 ※1 ワンダーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 ※2 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。 第1-11条 業務計画書 1 略 2(1)～(6) 略 (7) 成果物の内容、部数 第1-12条 業務実績データの作成及び登録 受託者は、業務委託料が200万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において調査職員の承認を受けなければならない。 第1-13条～第1-14条 略 第1-15条 地元関係者との交渉等 1～2 略 3 受託者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。 4～5 略 第1-16条 略 第1-17条 成果物の提出 受託者は、設計業務等が完了したときには、設計図書に示す成果物(設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は、照査報告書を含む。)を業務完了届とともに提出し、検査	うち該当する分類に定める業務経験を有するもの、畑地かんがい技士(畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能診断士(農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る)、農業用ため池管理保全技士又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。 3 前項において、「同等の能力と経験を有する技術者」とは、第1－6第4項に規定された者をいう。 4～5 略 6 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、署名押印の上、管理技術者に提出しなければならない。 7 略 第1-8条～第1-9条 略 第1-10条 打合せ等 1～3 略 4 調査職員及び受託者は、「ワンダーレスポンス」※に努める。 ※ ワンダーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 5 調査職員及び受託者は、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、お互いの協力のもと取り組むものとする。 第1-11条 業務計画書 1 略 2(1)～(6) 略 (7) 成果品の内容、部数 第1-12条 業務実績データの作成及び登録 受託者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において調査職員の承認を受けなければならない。 第1-13条～第1-14条 略 第1-15条 地元関係者との交渉等 1～2 略 3 受託者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。 4～5 略 第1-16条 略 第1-17条 成果品の提出 受託者は、設計業務等が完了したときには、設計図書に示す成果品(設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は、照査報告書を含む。)を業務完了届とともに提出し、検査

新	旧
を受けなければならない。 2 受託者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。 3 成果物は、原則として契約締結時における最新版の「福岡県農林水産部（県営農業農村整備事業）電子納品運用ガイドライン(案)」に基づいて作成した電子データにより提出するものとする。 第1-18条 略 第1-19条 1～2 略 3 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 設計業務等成果物の検査 (2) 設計業務等管理状況の検査 設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については、契約締結時における最新版の福岡県農林水産部「電子納品運用ガイドライン(案)（県営農業農村整備事業）」を参考にするものとする。 第1-20条 略 第1-21条 条件変更等 1 略 2 調査職員が受託者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 第1-22条～第1-28条 略 第1-29条 成果物の使用等 受託者は、契約書第6条第5項の定めに従い、委託者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を公表することができる。 2 略 第1-30条 守秘義務 受託者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、成果物の発表に際しての守秘義務について、第1－29条第1項の承諾を受けた場合には、この限りではない。 第1-31条～第1-38条 略 第1-39条 調査・試験に対する協力 受託者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、調査職員の指示によりこれに協力しなければならない。 第2章 設計業務 第2-1条～第2-3条 略 第2-4条 設計業務の条件 1～2 略 3 受託者は、前項2において、第1－13条に定める貸与資料と相違する事項が生じた場合には、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議しなければならない。	を受けなければならない。 2 受託者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行わなければならない。 3 成果品は、原則として農林水産省の電子納品に係わる要領・基準類に基づいて作成した電子データで提出するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については契約締結時における最新版の福岡県農林水産部「電子納品運用ガイドライン(案)（県営農業農村整備事業）」を参考にするものとする。 第1-18条 略 第1-19条 1～2 略 3 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 設計業務等成果品の検査 (2) 設計業務等管理状況の検査 設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については契約締結時における最新版の福岡県農林水産部「電子納品運用ガイドライン(案)（県営農業農村整備事業）」を参考にするものとする。 第1-20条 略 第1-21条 条件変更等 1 略 2 調査職員が受託者に対して契約書第17条、第18条及び第19条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 第1-22条～第1-28条 略 第1-29条 成果物の使用等 受託者は、契約書第6条第5項の定めに従い、委託者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を公表することができる。 2 略 第1-30条 守秘義務 受託者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、成果品の発表に際しての守秘義務について、第1－29条第1項の承諾を受けた場合には、この限りではない。 第1-31条～第1-38条 略 [新設] 第2章 設計業務 第2-1条～第2-3条 略 第2-4条 設計業務の条件 1～2 略 3 受託者は、本条2項に基づき作業した結果において、第1－13条に定める貸与資料と相違する事項が生じた場合には、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議しな

新	旧
4～6 略 [削除] 7 略 8 受託者は、設計に当たって、建設副産物の発生、抑制、経済性等を考慮した再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行わなければならない。 9 受託者は、電子計算機によって設計計算を行う場合には、プログラムと使用機種について事前に調査職員 の承諾を得なければならない。 第2-5条 設計業務の成果 (1)～(4) 略 (5) 概算工事費 概算工事費の算定に用いる単価は、調査職員の指示によるものとする。 (6) 施工計画書 1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。 (イ)計画工程表 (ロ)使用機械 (ハ)施工方法 (ニ)施工管理 (ホ)仮設備計画 (ヘ)特記事項その他 (7) 略	なければならない。 4～6 略 7 設計において、農林水産省土地改良事業標準設計図面集に集録されている構造物を採用する場合には、委託者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受託者は、これを遵守しなければならない。 なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量を基として行うものとする。 8 略 9 受託者は、設計に当たって、建設副産物の発生、抑制、経済性等を考慮した再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。 また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。 10 受託者は、電子計算機によって設計計算を行う場合には、プログラムと使用機種について事前に調査職員と協議するものとする。 第2-5条 設計業務の成果 (1)～(4) 略 (5) 概算工事費 概算工事費は、調査職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量を基に算出するものとする。 (6) 施工計画書 1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。 (ア)計画工程表 (イ)使用機械 (ウ)施工方法 (エ)施工管理 (オ)仮設備計画 (カ)特記事項その他 (7) 略

新			旧		
参考図書一覧表			参考図書一覧表		
	編集又は発行所名	備考		発行所	備考
土地改良性事業計画設計基準	農林水産省		土地改良性事業計画設計基準	農業農村工学会	
土地改良性事業計画指針	〃		土地改良性事業計画指針	〃	
土地改良性事業設計指針	〃		土地改良性事業設計指針	〃	
土地改良性事業標準設計	〃		土地改良性事業標準設計	〃	
コンクリート標準示方書	土木学会		コンクリート標準示方書	土木学会	
道路構造令の解説と運用	日本道路協会		道路構造令の解説と運用	日本道路協会	
改定 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会		改定 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	
解説 電気設備の技術基準	経済産業省産業保安・安全グループ		解説 電気設備の技術基準	経済産業省資源エネルギー庁	
ダム設計基準	日本大ダム会議		ダム設計基準	日本大ダム会議	
舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会		舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	
舗装設計施工指針	〃		舗装設計施工指針	〃	
舗装施工便覧	〃		舗装施工便覧	〃	
道路橋示方書・同解説	〃		道路橋示方書・同解説	〃	
防護柵の設置基準・同解説	〃		防護柵の設置基準・同解説	〃	
トンネル標準示方書・同解説	土木学会		トンネル標準示方書・同解説	土木学会	
水門鉄管技術基準	電力土木技術協会		水門鉄管技術基準	水門鉄管協会	
鋼構造物計画設計技術指針	農林水産省		鋼構造物計画設計技術指針	農業土木事業協会	
電気設備計画設計技術指針	〃		電気設備計画設計技術指針	農業土木機械化協会	
水管理制御方式技術指針	〃		水管理制御方式技術指針	〃	
土木工事共通仕様書・施設機械工事等 共通仕様書	〃		土木工事共通仕様書・施設機械工事等 共通仕様書	全国農村振興技術連盟	
土木工事施工管理基準	〃		土木工事施工管理基準	農業土木事業協会	
土木製図基準	土木学会		土木製図基準	土木学会	